

消費者委員会に寄せられた要望書・意見書・声明文等一覧(8月分)

令和6年8月1日～令和6年8月31日

令和6年8月31日現在

【参考送付】:発信者が他省庁、他団体宛に発出した要望書等で、消費者委員会に対しては参考として送付されたもの。

<取引・契約関係:1件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
8月26日	【参考送付】「マッチングアプリ」に関し、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の改正を求める意見書	埼玉弁護士会 会長 大塚信雄	いわゆる「マッチングアプリ」を契機とした、ロマンス詐欺を始めとする消費者被害が急増している現状を踏まえ、以下のとおり意見を述べる。 1 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(以下「法」という)について、広く同事業の「利用者」を相手方として、インターネット異性紹介事業を利用して、詐欺その他組織的犯罪を企図する者を排除し、もって同事業における犯罪被害の発生を防止することも規制目的に加える抜本的な改正を求める。 2 (上記規制目的のために少なくとも、)十分な児童保護を実現するために、下記(1)及び(2)を内容とする法改正を求める。 (1)法6条を改正(具体的には、後記の文言を同条5号として挿入し、現行の同条5号を6号に繰り下げる。)し、「対価又は利益を供与すること又は受けることを示して、児童を商品その他のサービス(但し本条1号から4号に規定するものを除く)に関する取引の相手方となるよう誘引すること」を禁止誘引行為として創設するよう求める。 (2)法施行規則5条1項1号及び同解釈基準第11の2(1)アを改正し、本人確認については、①運転免許証等に搭載されたICチップを用いた公的個人認証を原則とし、例外的に、②フェデレーション型の本人確認サービス(携帯電話会社が携帯電話契約時に取得した公的個人認証をもとに個人情報の照合を実施)のいずれかによる確認をする措置を取ることを義務付けるよう求める。

<食品表示関係:1件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
8月9日	機能性表示食品制度の抜本的見直しを求める意見書	東京弁護士会 会長 上田智司	現行の機能性表示食品制度については根本的な問題があり、廃止を含めた抜本的な見直しが必要であるところ、食品表示基準改正案の具体的条項内容を踏まえた上で、以下のとおり意見を述べる。 1「健康被害情報の収集、行政機関への情報提供の義務等」について (1)「健康被害が疑われる事例」の報告が行われるべき適切な期限について義務化し、かつこれを罰則による強制を伴う形による法令事項(具体的には内閣府令である食品表示基準及びその委任を受けた内閣府告示)として規定すべき。 (2)具体的な報告期限としては、例えばいわゆる医薬品医療機器等法等の定めを参考に、15日～30日以内とする。 (3)対象食品は、機能性関与成分の濃縮を伴う錠剤・カプセル・顆粒状等のサプリメント形状の食品(以下「サプリメント形状機能性食品」という。)に限定せず、機能性表示食品全てとすべき。 (4)対象事例は、医師の診断があるものに限定せず、当該食品との因果関係の存在が疑われる全ての健康被害をも対象に含めるべき。 (5)対象事例に係る届出製造販売業者に対する情報提供者は、医師のみならず、看護師、薬剤師、管理栄養士等の医療従事者、更には健康被害の発生について把握した消費生活センター・国民生活センター、その他の消費者団体等も含み、特に、消費者自身からの情報提供については、届出製造販売業者は、可能な限り医療機関を受診して客観的かつ明確な診断を得るよう要請すべき。 (6)重大な健康被害の情報が集約された場合、消費者庁と関連省庁(厚生労働省・農林水産省等)が、速やかに情報集約と被害拡大防止措置、原因究明と再発防止策を推進するための情報交換や連携が効果的に行うことが可能となるように、国・自治体の役割分担や体制が現状よりも更に整備されるべき。 2「製造管理及び品質管理等及び機能性関与成分」について (1)機能性表示食品の製造・販売事業者は、単に届出時点の報告に止まらず、一連の製造管理につき、予期せぬ要素に起因する健康被害を未然防止すべく、「GMP」等の厳密な安全管理を実施するよう求め、必要に応じて消費者庁にその体制と実施状況につき報告することを義務付けるべき。 (2)製造管理義務付けの対象製品の範囲は、機能性食品全体ではなく、実効性確保の観点から、原則としてサプリメント形状機能性食品の範囲について検討されるべき。 (3)機能性関与成分の安全性確認については、単なる当該成分を含有する健康食品等の販売実績等ではなく、「食経験」(一般的には相当期間に亘り摂取されてきて健康被害が発生していないという喫食実績)の確認を求めるべき。 (4)機能性関与成分の濃縮を伴うサプリメント形状機能性食品については、当該機能性成分の濃縮と大量・継続摂取という状況を踏まえた安全性確認が求められるべき。 (5)医薬品成分を含有することが判明している機能性表示食品については、その安全性確認は慎重に行うことが求められるべき。 3届出制から許可制への抜本的制度変更について 情報提供の法的義務付け、製造管理及び品質管理におけるGMP導入を効果的に導入し、有効に機能させるためにも、現行の機能性表示食品制度の届出制を廃し、事前許可制を導入するという抜本的改正を行うべき。 4「機能性表示食品に関する情報伝達の在り方」について (1)許可制への制度変更が近い将来には非常に困難である場合には、消費者庁は、機能性表示食品の表示・広告について、特定保健用食品(以下「トクホ」という。)とは異なり、機能性と安全性について消費者庁の個別審査を受けていない事実を、消費者が誤解の余地無く認識可能となるような表示をすることとし、その方法の具体例を改正基準並びにガイドライン上で明示する等の方法により求めるべき。 (2)消費者庁は、次に述べるような健康食品全般に対する消費者の誤解を解消すべく、更なる消費者教育の推進を図る方策を検討すべき。 (a)健康食品が、医薬品と同等、あるいはこれに近い健康保持、改善機能を有するとの誤解。 (b)一定疾患の既往を有する患者が、健康食品の摂取のみにより症状が治癒・寛解する可能性があるとの誤解。 (c)食品であることや天然由来であるから安全であるとの誤解。 (d)一般的には安全と認識されている機能性関与成分であれば、単一成分を大量・継続的に摂取し続けても危険はないとの誤解。

<公益通報者保護制度:1件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
8月28日	公益通報者保護法の更なる改正と制度の充実を求める意見書	日本弁護士連合会 会長 瀧上玲子	<p>公益通報者保護法(以下「法」という。)について、以下のとおり更なる改正及び制度の充実を図ることを求める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.通報者に対する不利益取扱いをしたことに対する行政措置及び同行政措置に従わない場合の刑事罰を設けるべきであり、さらに、不利益取扱いをしたことに対する直接の刑事罰を設けることを検討すべきである。 2.公益通報をしたことを理由として行った解雇その他不利益な取扱いについて、因果関係の立証責任を事業者に転換する法律上の規定を設けるべきである。 3.保護される公益通報のための資料収集行為を理由とした損害賠償請求を一定の要件の下で制限する明文規定を設けるべきである。 4.通報者として保護される対象として「取引先事業者」を含めるべきである。 5.事業者の体制整備義務(法第11条第2項)違反に対する是正命令及び同命令違反に対する刑事罰を設けるべきである。 6.外部公益通報受付窓口の設置を推奨すべきである。 7.行政機関への通報(法第3条第2号)について、以下のとおり政策面での対応及び改正をすべきである。 <ol style="list-style-type: none"> (1)労働者等にとって身近で有用な制度として事業者及びその従業員らに対して周知啓発を図る政策をより一層充実させるべきである。 (2)法第3条第2号イが定める「公益通報者の氏名又は名称及び住所又は居所」の記載をしなければならないとの要件に代えて「継続的に連絡を取り合うことのできる連絡先」と規定し、匿名による通報も保護するよう改正すべきである。 8.報奨金制度等の公益通報にインセンティブを付与する制度を導入すべきである。

<その他:2件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
8月5日	【参考送付】駆け込み接種を煽るHPVワクチンのキャッチアップ接種キャンペーンの即時中止を求める要請書	薬害オンブズパースン会議 代表 鈴木利廣	<p>HPVワクチンの無料キャッチアップ接種期間が2025年3月末で終了することを踏まえ、キャンペーンが盛んに行われている。当会議は、キャッチアップ接種そのものに反対しているが、一連のキャンペーンのあり方は予防接種法の理念に反し、自己決定権を危うくするものであるため、すぐに止めるべきである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 東京産婦人科医会や富山県医師会のポスターは回収すべき <ol style="list-style-type: none"> (1)東京産婦人科医会が作成したポスターによる駆け込み接種を煽るようなキャンペーンは、十分な考慮の機会を奪い、自己決定権を危うくするので止めるべき。 (2)富山県医師会が作成したポスターは、恐怖を煽って接種をさせようとする医師会としてあるまじき対応である。 (3)医薬品等適正広告基準に抵触するポスターを使用したキャンペーンは許されない。 (4)事実反することを述べて不安を煽り、無料期間の終了を前面に打ち出して駆け込み接種を促すのは、医療者の団体としてあるまじき対応であり、キャンペーンはただちに中止されるべき。 2 大学での集団接種はやめるべき 3 MSD社は医療機関への不適切な協力依頼を撤回するべき 4 厚生省のプレスリリースは不適切
8月26日	「商業登記規則等の一部を改正する省令」による代表取締役等の住所非表示措置に関し、弁護士による職務上請求制度の創設を求める会長声明	第二東京弁護士会 会長 日下部真治	<p>商業登記規則等の一部を改正する省令(令和6年法務省令第28号、以下、「本件省令」という。)が2024年10月1日から施行されることが予定されている。本件省令は、一定の要件を満たした場合には、株式会社の代表取締役等の住所の一部について、申出により、登記事項証明書や登記事項要約書、登記情報提供サービスに表示しないこととする措置(以下「住所非表示措置」という。)を定めている。</p> <p>当会は、住所非表示措置の趣旨に反対するものではないが、それに加えて、弁護士が職務上必要な場合、代表取締役等の住所を迅速に特定するための措置がなされることが不可欠であると考え。すなわち、詐欺的商法の被害者救済の実務において、代表取締役等の住所の特定を可能とする措置が別途執られない限り、消費者被害の救済活動に顕著な悪影響が生じ、国民の利益に反する。</p> <p>そこで、当会は、弁護士が職務上必要な場合に代表取締役等の住所を迅速に特定できるようにするため、本件省令による住所非表示措置に加えて、戸籍謄本等又は住民票の写し等についての職務上請求の制度に倣って、代表取締役等の住所についての弁護士による職務上請求の制度を創設することを求める。</p>

なお、団体から寄せられた意見等のほかに、個人から1件の意見等が寄せられました(内訳:取引・契約関係:1件)。寄せられた意見等については、消費者委員会が調査審議を行う上で、参考とさせていただきます。